

## 建設工事における指名競争入札参加者指名基準

指名競争に参加する者を指名する場合の基準(以下「指名基準」という。)は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 工事を指名競争に付そうとするときは、当該工事の契約予定金額の等級に属する有資格業者で発注予定工事の契約予定金額に相応するものの中から指名しなければならない。
- (2) 前号の有資格業者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の契約予定金額に応じ、2等級上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
- (3) 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事に係る請負契約については、前2号の規定にかかわらず、当該工事の属する工事種別の有資格業者で2等級以上上位の等級に属するものを指名することができる。
- (4) 指名競争に参加する者の指名に際しては、次の事項を総合的に勘案するものとする。
  - ア 不誠実な行為の有無その他の信用状態
  - イ 客観的事項の審査基準日以降における経営状態
  - ウ 主観的事項の審査基準日以降における工事成績
  - エ 当該工事に対する地理的条件
  - オ 手持ち工事の状況
  - カ 当該工事施工についての技術的適性
  - キ 客観的事項の審査基準日以降における安全管理の状況
  - ク 客観的事項の審査基準日以降における労働福祉の状況
- (5) 前号アからクまでに掲げる事項の運用基準については、別に定める。